

勤務先から保険証を交付されたときは 共済組合への届出が必要です



法改正により、平成28年10月から一定条件を満たす短時間労働者は、新たに勤務先の健康保険（協会けんぽ等）に加入することになります。

任意継続組合員の方、または被扶養者の方が、勤務先から新たに保険証を交付された場合は、すみやかに共済組合に認定取消の届出をしてください。

提出書類

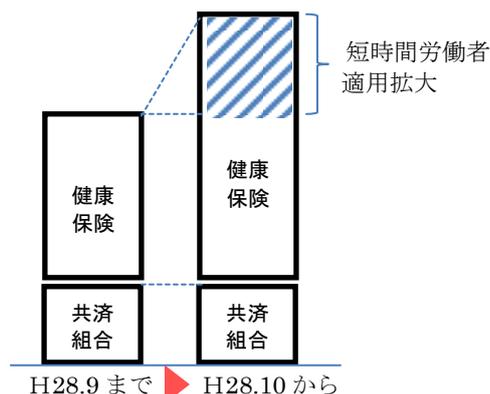
- 任意継続組合員の取消しするとき
 - 任意継続組合員資格喪失申出書
 - 新たに交付された保険証の写し
 - 共済組合任意継続組合員証
- 被扶養者の取消しするとき
 - 被扶養者申告書（取消）
 - 新たに交付された保険証の写し
 - 共済組合被扶養者証



Q1

短時間労働者の健康保険の適用拡大に伴って、
共済組合の加入要件はどう変わりますか？

A1 「短時間労働者の健康保険の適用拡大」に伴う、**共済組合の加入要件の変更はありません**。勤務先で加入する被用者保険は、**共済組合**と**健康保険**に区分されます。今回の改正は、健康保険（協会けんぽ等）の加入要件が拡大されたものです。



【参考】

短時間労働者に対する健康保険の適用（平成28年10月から）

常勤雇用者の4分の3未満の勤務で、次の①～⑤の要件を全て満たす短時間労働者が対象となります。

- ① 週の所定労働時間が20時間以上であること
- ② 賃金の月額が8.8万円以上であること
- ③ 雇用期間が1年以上見込まれること
- ④ 学生でないこと
- ⑤ 常時501人以上の企業（特定適用事業所）に勤めていること

Q 2

勤務先から健康保険に加入するよう言われましたが、
今のまま共済組合に加入しておくことはできますか？

A 2

勤務先で加入する**被用者保険が優先**となります。そのため、新たに保険証を交付された場合は、必ず、共済組合の認定取消の手続きを行ってください。
提出書類は、前ページの一覧を参照してください。

Q 3

この制度改正で、数日間だけ勤務先の健康保険に加入し、
その後は退職予定です。数日間だけなので、共済組合への
届出はしなくてもよいですか？

A 3

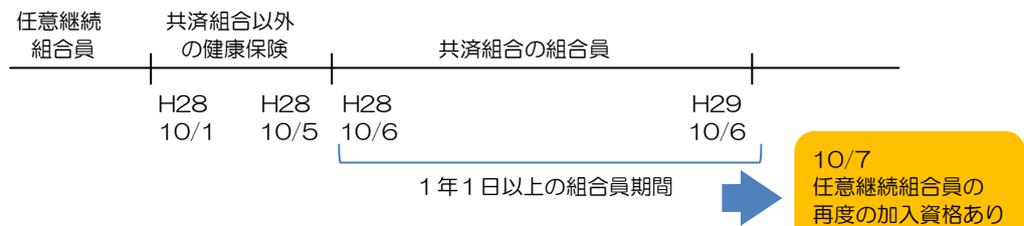
たとえ1日でも、勤務先で被用者保険に加入した場合は、必ず、共済組合の**認定取消**の手続きを行ってください。

その後、被扶養者の方が認定要件を再度備えたときは、あらためて被扶養者の認定
手続きをしてください。

ただし、任意継続組合員の方は、一旦、資格を喪失すると、あらたに次の要件を満
たさない限り、任意継続組合員への再度の加入はできません。

【任意継続組合員の加入要件】

退職の日まで引き続き1年1日以上の組合員期間があること



お問い合わせ：短期給付係 (082) 513-4957